

京都市避難行動要支援者名簿取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(名簿利用の目的)

第3条 名簿は次の目的のために利用する。

- (1) 条例第4条に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するため。
- (2) 平常時における防火防災指導に利用するため。
- (3) 災害発生時又は発生するおそれがある場合における避難行動要支援者の避難支援等を行うため。

(市長が特に配慮が必要であると認めるもの)

第4条 規則第2条第3号に規定する、市長が特に配慮が必要であると認めるものは、次号に掲げるものとする。

- (1) 単身世帯に属する65歳以上の者のうち、平常時からの名簿情報の提供に同意があったもの
- 2 前項に規定する対象者に係る同意の取得のための活動を行う団体は、本市の市域内に主たる事業所を置く、規則第3条第1項第4号に規定する、地域包括支援センターとする。
- 3 前項に規定する同意の取得は、「京都市避難行動要支援者名簿に係る個人情報の提供同意書（第1号様式）」により行うものとする。
- 4 各学区民生児童委員協議会、各区社会福祉協議会及び各学区社会福祉協議会は、必要に応じて地域包括支援センターによる対象者の自宅等への訪問活動に同行するなど、事業の実施に関して積極的に協力するものとする。
- 5 第2項に規定する団体は、第3項により対象者から取得した同意書を取りまとめたうえで、市長に提出するものとする。

(実施主体、事務分担等)

第5条 名簿に係る事務は、行財政局、保健福祉局、区役所及び区役所支所並びに消防局が共同して行うものとする。

2 行財政局は、災害発生時における名簿の活用の調整に関する事務を担当するものとする。

3 保健福祉局は、名簿の作成、平常時における提供、更新及び更新前の名簿の回収並びに処分に関するもののほか、この事務の総合的な運営及び調整に関するものを担当するものとする。

4 区役所及び区役所支所は、平常時における名簿の提供及び回収並びに災害発生時における避難所での名簿の提供及び回収に関するものを担当するものとする。

5 消防局は、平常時における防火防災指導への名簿の利用に関する事務を担当するものとする。

6 名簿は、行財政局、保健福祉局、区役所及び区役所支所並びに消防局が、紙文書により保管し、又は電子データにより保有するものとする。

(災害発生時の名簿情報の提供)

第6条 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難所が開設されたときは、住民の共助による避難行動要支援者の避難支援等に活用できるよう、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、必要と認められる避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができる。

2 市長は、前項の規定により名簿を提供する時は、「京都市避難行動要支援者名簿受渡簿(第2号様式)」の提出を求めるとともに、提供した名簿を紛失しないこと、避難支援等が完了したときは名簿を返却すること、避難支援等により知り得た個人情報を他人に漏らさないこと等の、避難行動要支援者の個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

3 市長は、避難支援等関係者その他の者による名簿情報を活用した避難支援等が完了したときは、名簿情報を提供したものに活動結果の報告を求めるものとする。

(平常時の名簿情報の提供に基づく取組)

第7条 条例第5条の規定による災害の発生に備え、避難行動要支援者との信頼関係を構築するよう努めるための取組は、名簿情報に基づき、名簿登載者の自宅等を訪問し、名簿登載者の状況把握や地域活動への参加の呼びかけ等の見守り活動(京都市地域におけ

る見守り活動促進事業), その他, 防災意識の向上に関する取組等によるものとする。

(意向確認)

第8条 市長は, 避難行動要支援者に対して, 「避難行動要支援者名簿」の情報提供に関する意向確認調査票(第3号様式)により, 名簿情報の提供について意向確認を実施しなければならない。

2 規則第6条第1項で規定する名簿情報の提供を拒否する旨の申出は, 前項に規定する「避難行動要支援者名簿」の情報提供に関する意向確認調査票(第3号様式)又は, 「京都市避難行動要支援者名簿の情報提供に関する拒否届出書(第4号様式)」により行うものとする。

3 規則第6条第2項で規定する名簿情報の提供を拒否する旨の申出を撤回する旨の申出は, 「京都市避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意書(第5号様式)」により行うものとする。

(名簿情報の内容の変更)

第9条 避難行動要支援者は, 名簿情報の内容を変更する場合は, 「京都市避難行動要支援者名簿の登載情報に関する変更届(第6号様式)」により, 市長に届け出なければならない。

(名簿情報の提供等に係る申請等)

第10条 条例第4条の規定により名簿情報の提供を受けようとする規則第3条に規定する避難支援等関係者は, 「協定締結の申出書兼名簿貸出申請書(第7号様式)」を市長に提出しなければならない。ただし, 規則第3条第13号に規定する老人福祉員については, 同条第1号に規定する民生委員協議会からの「協定締結の申出書兼名簿貸出申請書(第7号様式)」の提出をもってこれに代える。

2 規則第3条第12号に規定する学区社会福祉協議会は, 同条第2号に規定する地区社会福祉協議会に対して, 名簿を管理することを求めることができる。

3 前項の規定に基づき, 規則第3条第2号に規定する地区社会福祉協議会が, 名簿を管理しようとする場合は, 「管理に係る協定締結の申出書(第8号様式)」を市長に届出なければならない。

4 市長は, 事業の円滑な実施のために必要と認める場合は, 避難支援等関係者からの申請に基づき, 名簿の副本を作成し, 当該避難支援等関係者へ貸し出すことができる。

(協定の締結)

第11条 市長は、前条第1項による申請があったときは、条例第6条に基づき協定を締結したうえで、名簿情報を提供するものとする。

2 避難支援等関係者は、当該避難支援等関係者の活動地域に居住する対象者の情報に限り、名簿情報の提供を受けることができる。

3 名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、市長に対し、「京都市避難行動要支援者名簿借受書（第9号様式）」を提出するものとする。

4 規則第8条第7号に規定する名簿情報の取扱いに関し必要な事項として別に定めるものは、協定書に関して疑義が生じた際の取扱等とする。

（申請内容の変更）

第12条 名簿の提供を受けた規則第3条に規定する避難支援等関係者は、名簿管理責任者に係る申請内容（第10条第1項及び第3項における名簿貸出及び管理に係る申請内容）に変更があった場合は、速やかに「管理責任者等変更届（第10号様式）」により、市長に届け出なければならない。

2 規則第3条第13号に規定する老人福祉員に係る申請内容（第10条第1項における名簿貸出に係る申請内容）に変更があった場合は、当該老人福祉員の活動地域において活動する同条第1号に規定する民生委員協議会の代表者は、「老人福祉員に関する申請内容変更届（第11号様式）」により、市長に届け出なければならない。

（名簿の貸出辞退申請）

第13条 名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿の提供を辞退するときは、「貸出辞退申請書（第12号様式）」を、市長に申請しなければならない。

（個人情報保護及び名簿情報の管理）

第14条 条例第7条に基づく名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じるため、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、当該避難支援等関係者における個人情報保護に関する取扱方針等の整備に努めるとともに、名簿の破損、改ざんその他個人情報の漏えい等の事故を防止するために、次の各号に掲げるとおり名簿を適正に管理しなければならない。

(1) 名簿管理責任者及び名簿副本管理責任者（第10条第4項の規定に基づき、副本の貸出が必要と認める場合に限る。以下同じ。）を選任し、市長に届け出ること。

(2) 名簿管理責任者は、原則として、申請のあった避難支援等関係者の代表者が就任するものとする。ただし、名簿管理責任者が特に必要と認める場合は、申請のあった避

難支援等関係者の構成員の中から名簿保管責任者を定め、名簿を保管させることができる。

- (3) 施錠管理を確実にを行うとともに、名簿管理責任者、名簿保管責任者（名簿管理責任者が前号の規定に基づき名簿保管責任者を定めることが必要と認める場合に限る。以下同じ。）及び名簿副本管理責任者のみが鍵を管理すること。
- (4) 複写しないこと。
- (5) 電子データに加工しないこと。
- (6) 名簿管理責任者、名簿保管責任者又は名簿副本管理責任者以外の当該避難支援等関係者の職員又は構成員に名簿の登載事項を知らせる必要がある場合は、名簿管理責任者、名簿保管責任者又は名簿副本管理責任者の立合いの下で、閲覧させる方法によること。

なお、当該避難支援等関係者に属する者が多数に及ぶ場合は、あらかじめ名簿を閲覧できる者を定めておくなど、適切な管理を行うこと。

- (7) 名簿の更新の際には、更新前の名簿を市長に返却のうえ、更新後の名簿の提供を受けること。

（秘密の保持義務）

第15条 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者その他の者は、名簿情報及び避難支援等により知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

- 2 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者その他の者は、名簿情報を第3条に規定する目的以外に利用してはならない。
- 3 名簿の提供を受けた避難支援等関係者その他の者が条例、要綱又は協定に違反したときは、市長は、名簿を直ちに返却するよう求めることができる。

（損害賠償）

第16条 避難支援等の実施により、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者その他の者が故意又は重過失により対象者等に損害を与えた場合、市長は損害賠償に要した費用を当該避難支援等関係者に請求することができる。

（市長等の責務）

第17条 市長及び消防局長は、名簿情報について、災害対策基本法第49条の11第1項若しくは第3項並びに条例第4条の規定に基づき避難支援等関係者その他の者に提供する場合を除き、他に漏らしてはならない。

2 市長及び消防局長は、名簿情報を紛失しないよう厳重に取り扱うとともに、その記載情報が避難行動要支援者の支援に関係のない者に知られないよう適正に管理するため、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる名簿情報の管理責任者を置く。

- (1) 行財政局 防災危機管理室 地域防災推進課長
- (2) 保健福祉局 保健福祉総務課長
- (3) 区役所 総務・防災課長及び健康長寿推進課長
- (4) 区役所支所 総務・防災課長及び健康長寿推進課長
- (5) 消防局 予防課長
- (6) 消防署 消防署長
- (7) 消防分署 消防分署長

(補則)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、行財政局長、保健福祉局長、区長及び担当区長並びに消防局長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。